

TH Picks for Doctor

令和6年から施行される相続税・贈与税 改正のお知らせ

令和5年度の税制改正により、令和6年1月1日から生前贈与に係る贈与税のルールが大きく変わります。この改正によりその後の相続税の計算にも影響が出てくるため、変更点をしっかり把握しましょう。

■ 暦年贈与 相続発生時における生前贈与の加算期間が3年から7年に変わります

現行制度

贈与を受けた方は、年間で贈与を受けた金額から110万円の基礎控除を引いた金額に所定の税率を乗じることにより、贈与税額を計算します。そして、その贈与をした方がお亡くなりになった際にはその相続開始前3年以内にそのお亡くなりになった方から贈与により取得した財産の価額は相続財産に加算され、相続税の課税対象となります。

改正後

令和6年1月から相続税の加算対象期間が段階的に引き上げられ、最終的に令和13年1月以降の相続からその加算期間が7年に変更となります。また、加算対象となる財産のうち相続開始前3年以内の金額は全額、相続開始前4～7年以内の金額については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額を相続税課税財産へ加算することとされました。

■ 相続時精算課税 基礎控除が創設されます

現行制度

相続時精算課税制度は、その年の1月1日時点において60歳以上の父母・祖父母等(特定贈与者)から、18歳以上の子・孫等への贈与について選択できる贈与税の課税制度で、累計2,500万円の特別控除額の範囲内であれば贈与税はかからず、2,500万円を超えた場合にその超えた金額について20%の贈与税を納めます。そしてその特定贈与者が亡くなった際にこの贈与財産を相続財産に加算して相続税を計算し、相続時に贈与税を精算します。なおこの制度を選択すると、以後のその贈与者からの贈与については暦年贈与の計算に戻すことはできません。

改正後

令和6年1月1日以後の相続時精算課税制度による贈与について、累計2500万円までの特別控除額とは別に年間110万円の基礎控除額が新設されました。これにより、年間110万円を超えた部分の累計が2,500万円までは贈与税がかかりません。また、特定贈与者が亡くなった際に相続税の課税対象に加算される財産の価額は、基礎控除額を控除した後の残額となります。

今回の改正により、生前贈与とその後の相続についての贈与税と相続税に関する前提条件が大きく変わったこととなります。これまで行ってきた相続対策を再検討するためにも今回の改正による影響を理解することが大切となります。次回は今回の変更点を反映したシミュレーションをもとにどのような対策が必要となるか検討します。

歯科医院における税務調査の事例<収入編>

税務調査とは、法人や個人が正しく納税を行っているかを調べる税務署による調査です。

最近は医療機関の税務調査が増えているように見受けられます。医療法人だけでなく、頻度は少なめですが、個人経営のクリニックも税務調査の対象となります。“うっかり”を防ぐためにも、過去の事例からポイントを確認してみましょう。



■ 収入編

▶ アポイント帳からみる収入の計上もれをチェック

アポイント帳に患者名が記入されているのに、日計表に患者名の記入のないものは収入を除外したとみなされる場合があります。キャンセルがあった場合はアポイント帳にその記録を残しましょう。

▶ カルテからみる収入の計上もれをチェック

棚から適当に何人分かのカルテを引き抜いて日計表とチェックする場合があります。カルテに記載があるのに日計表に記載がないと収入除外とみなされる可能性があります。

▶ 保険窓口負担金の入金額の妥当性

保険診療の窓口負担金は、保険点数の0割から3割ですが、保険点数から保険窓口負担金の理論値の算定を行い、実際の窓口負担金との差額が大きい場合は、その原因の確認作業を行います。窓口負担金を徴収しない場合は、窓口入金免除の台帳などを作成し、その理由を明確にすることが重要です。

▶ 高額自費診療収入の計上漏れチェック

自費診療で収入金額の大きなものについて、業者の納品書からピックアップし、収入計上されているかどうか調査されます。実際に院長の親族に自費診療していたことが判明し、収入が計上されていないという指摘がありました。

また高額な自費診療収入に関しては、治療の進捗と収入計上時期が問われることもありますので、注意が必要です。

▶ 自費診療の単価(高額な値引)

同じ自費診療につき単価を確認します。すなわち、同じ治療をしているのに、患者によって収入の金額が違いすぎるものがないかを調べる場合があります。具体的には、社会通念上考えられる値引きは別として大幅な値引きがないか？値引きの相手先の確認作業を行います。通常は親族関係を中心に見られることが多いです。

▶ 技工指示書と収入の対応関係

技工指示書を見て、収入に計上されているかどうかの確認作業を行います。

▶ 貴金属の売却代金や自動販売機の収入が所得(雑収入)に計上されているか

収入計上を失念し、申告もれになることがよくあります。既に取引業者のデータを調査官が持っている場合があり、これと突き合わせることもあります。

▶ 医療費控除に使われた領収書と売上の関係

患者が医療費控除で使用した領収書が、医院の収入に計上されているかの確認をされる場合があります。



今回は「費用編」を確認していきます。

辻・本郷 税理士法人内には医療法人・クリニック専門の部署があり、税務調査に関するご相談もお受けしています。お困りの際にはぜひお問い合わせください。

整理解雇 ～医師のための労務 退職シリーズ第3回～

前回、解雇は、大きく普通解雇、整理解雇、懲戒解雇に分けられると説明しました。今回は整理解雇について説明します。



■ 整理解雇とは

「整理解雇」とは、個人開業医または医療法人（「使用者」）が経営上の必要性に基づき人員削減を行うためにする解雇です。

整理解雇の特徴として、次の2つが挙げられます。第1に、職員（「労働者」）側の事情に起因してなされる普通解雇および懲戒解雇とは異なり、使用者側の事情に起因してなされるということ、第2に、往々にして一度に多数の労働者が解雇対象とされ、それに伴って誰を解雇対象とするかという人選の問題が生じることです。これらの特徴を背景として、整理解雇の実施には、判例上、労働者側の事情に起因してなされる普通解雇よりも厳しい制約が課されています。

■ 整理解雇を行うためには

整理解雇を実施するためには、「整理解雇の4要件」を充足することが必要です。整理解雇の4要件は、前回説明した解雇権濫用法理（労働契約法第16条）の2要件（客観的合理性および社会的相当性）を整理解雇の特徴に即して具体化したものです。1要件ずつ詳しくみていきましょう。

① 人員削減の必要性

整理解雇を実施するためには、人員削減の必要性を備えていることが求められます。人員削減の必要性の判断について、かつては削減しない限り倒産を免れないような事情を求めた裁判例もありました。しかし、近年は、一定の財務状況の悪化などの経営困難が認められる場合には、ある程度使用者の経営判断を尊重する傾向があります。もっとも、客観的な財務状況の悪化が認められない場合¹や、整理解雇が行われた同年度に新規採用を行い、また、整理解雇の2か月前に翌年度の新規採用者2名を内定しているといった矛盾した行動を使用者がとっていた場合²などでは、人員削減の必要性が認められていません。

② 解雇回避努力

人員削減の必要性を備えている場合でも、出来る限り解雇を回避する努力が求められます。具体的には、残業の削減、新規採用の停止、余剰人員の就業場所・業務の変更（「配転」）、非正規労働者の雇止め、希望退職者の募集などが挙げられます。どこまで実施するかはケースバイケースですが、出来る限りの措置をとることが求められます。

¹ ゼネラル・セミコンダクター・ジャパン事件・東京地判平成15・8・27労判865号4頁。

² オクト事件・大阪地決平成13・7・27労経速1787号11頁。

③人選の合理性

解雇回避努力を尽くしてもなお余剰人員が存在する場合、客観的、合理的な基準を定め、その基準を公正に適用して被解雇者を決定することが求められます。具体的には、勤務成績(ただし、適正な勤務評価に基づくなどの客観性が重要です)や勤続年数などが挙げられます。一方で、客観的、合理的な基準として認められないものの例として、「既婚女子社員で子供が二人以上いる者」など違法な差別にあたる基準³、「適格性の有無」など抽象的な基準⁴、「幹部職員で53歳以上の者」(一般的に再就職が困難と予想される者)など被解雇者に対する配慮を欠く基準⁵が挙げられます。

④手続の妥当性

使用者は、労働者に対し、人員整理の必要性や被解雇者の選定基準の内容などについて説明を尽くすことが必要です。そのため、被解雇者に対し、解雇日の6日前になって突如として解雇を通告するような対応⁶は、手続の妥当性を欠くということになります。



■ おわりに

ただでさえ難しい解雇のなかにあつて、さらに難しいのが整理解雇です。そのため、整理解雇の実施にあたっては、事前に弁護士に相談するなど慎重に対応されてください。

³ コパル事件・東京地決50・9・12時報789号17頁。

⁴ 労働大学(本訴)事件・東京地判平成14・12・17労判846号49頁。

⁵ ヴァリグ日本支社事件・東京地判平成13・12・19労判817号5頁。

⁶ あさひ保育園事件・最判昭和58・10・27労判427号63頁。

